

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地域の皆様また地元商店街・商工会等との関わりを大切にし、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

融資を通じた地域貢献

《貸出先の状況》

令和3年3月末現在における業種別の貸出残高構成比は、事業所80.86%、個人13.94%、地方公共団体5.20%となっております。また、地方公共団体を除く資金使途別残高は、運転資金54,402百万円、設備資金79,930百万円となっております。

金額段階別の貸出先数割合では、1,000万円未満の先数が全体の76.59%を占め、地方公共団体を除く貸出1先当りの平均貸出残高は14,125千円となっており、中小・零細企業及び個人取引を中心に数多くの皆様への資金還流を積極的に実施しております。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への資金繰り支援を最優先に取組み、支援先は事業性融資先の約40%を占めるに至っております。

《地方自治体の制度融資》

当組合は、北海道を始めとして、札幌市、旭川市、千歳市、苫小牧市、恵庭市、江別市の6市、安平町、むかわ町、新ひだか町、東川町、東神楽町の5町から中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、地域の多くの皆様にご利用をいただいております。

○主にご利用いただいた制度資金

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金・一般経営資金(北海道)、産業振興資金(札幌市)
- ・中小企業振興資金等(旭川市・千歳市・苫小牧市・恵庭市・江別市・安平町・むかわ町・新ひだか町・東川町・東神楽町)

《北海道信用保証協会付融資》

道内の7つの信用組合が中小企業者の資金繰りをアシストする共通商品「しんくみアシスト7(セブン)」の取扱いは令和2年度6件、50百万円のご利用をいただいております。平成21年12月の取扱開始から累計959件、5,485百万円の取扱実績となっております。この商品の取扱いは令和3年4月以降も取扱いが延長になっておりますので、今年度も積極的に推進してまいります。

令和3年3月末における信用保証協会の取扱いは、新型コロナ関連資金による事業先支援に重点を置いた取組みを進めた結果34,304百万円の残高となり、引き続き中小企業者・小規模事業者に対し協調体制で支援に取組みます。

地域・お客様との活動

《地域行事への参加・協賛》

地元に着する地域金融機関として、各地域での行事、催しに、積極的に参加・協賛しております。

○主な参加行事

- ・北海道神宮例大祭 ・三吉神社例大祭 ・北海道護国神社例大祭 ・インディアン水車祭 ・千歳市民納涼盆踊り大会、この他各営業店が加盟する地区商店街、町内会、地域の神社祭等の行事に参加・協賛しております。

※令和2年度はコロナ禍情勢のもと、多くの地域行事が開催中止に至っております。

《お客様の親睦団体…“ほくしんBN会”“ほくしん会”》

札幌地区の法人取引先を会員とした「ほくしんBN会」、千歳地区・旭川地区のお客様の親睦団体「ほくしん会」を組織し、さまざまな活動を通じて情報交流・会員相互の親睦・啓発を図っております。

○「ほくしんBN会」「ほくしん会」の運営

「ほくしんBN会」「ほくしん会」の活動はお客様が主体となって企画し、各営業店は事務局としてお手伝いをさせていただいております。なお、「ほくしんBN会」「ほくしん会」は、会員の会費および当組合からの補助金を主な活動費として運営されております。

○「ほくしんBN会」「ほくしん会」の主な活動内容

「ほくしんBN会」「ほくしん会」は、営業店単位、地域単位により、さまざまな行事を開催しております。主な活動内容をご紹介します。

- ・総会 ・合同セミナー ・経済視察旅行 ・親睦旅行会 ・ゴルフ会 ・釣り会 ・パークゴルフ会 ・忘、新年会 ・ビール会等

※令和2年度はコロナ禍情勢のもと、行事全般の開催を自粛いたしました。

文化的・社会的貢献活動

《主なボランティア・社会的貢献活動》

地域の皆様に少しでもお役に立ちたいと考え、ボランティア活動、社会的貢献活動を積極的に推進しております。

○主なボランティア・社会的貢献活動

- ・地域清掃運動への参加：本店営業部(札幌市)・清田支店(札幌市)・静内支店(新ひだか町)等
- ・花いっぱい運動への参加(地域道路の花壇製作)：琴似支店(札幌市)・北支店(札幌市)・末広支店(千歳市)・東神楽支店(東神楽町)
- この他、「交通安全運動」への参加、「子供110番の家」実施、敬老会への参加、地域小・中学校の職業体験学習の実施等、地域の皆様との関わりを大切に考えております。

○主な寄付・募金

- ・役職員による交通安全運動募金を実施。募金は当組合分と合わせて、北海道交通遺児の会へ寄贈
- ・日本赤十字社、地区交通安全協会等への募金
- この他、各地域にて開催される例祭、各営業店が加盟する地区商店街、町内会等へ寄付を致しております。

○献血運動

- ・令和2年4月 コロナ禍での献血者減少に伴い日本赤十字社北海道赤十字血液センターより協力要請
役職員による献血を実施(参加者28名)
- ・令和2年9月 役職員・お客様による「しんくみの日」献血運動を実施(参加者71名)

中小企業等の経営改善および地域活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、地域金融機関として、また経営革新等支援機関として地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の改善・解決に向け、十分なコンサルティング機能を発揮し、お取引先のライフステージに合わせた、きめ細やかな総合的支援を行います。

◆「信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合」（農業未来ファンド）

農業を核とした地方創生、6次化、既往取引先個人農業者の法人化、異業種からの農業参入等を目指す農業法人に対し、出資により財務基盤強化、企業価値向上を図り、農業者に対する成長資金のニーズに応えることを目的に、当組合を含めた全国9信用組合、㈱日本政策金融公庫、恒信サービス㈱、フューチャーベンチャーキャピタル㈱が連携し、農業法人投資育成事業の農業法人向けファンドを設立、参画しております。

◆TKC北海道会との中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書締結

税理士や公認会計士で組織するTKC北海道会と、中小企業等の持続的成長に貢献し、地域社会の発展に寄与することを目的に、「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結しております。

◆第一勧業信用組合との業務連携契約

お取引先のビジネスマッチング、販路拡大や東京進出の契機とする等、お取引先を支援する事業として東京都内全域を営業基盤とする第一勧業信用組合と業務連携契約を締結しております。

◆東川町農業協同組合（JAひがしかわ）との「地方創生」に係る包括連携協定の契約締結

地域経済の活性化に資する事業について、上川郡東川町を業務基盤とする「JAひがしかわ」と積極的な相互連携・協働による活動を推進することを目的として包括連携協定を締結しております。

◆㈱日本政策金融公庫との業務連携

当組合と㈱日本政策金融公庫は、従来から個別のお取引先企業を通じた業務連携を進めてまいりましたが、地域経済の活性化に一層貢献していく観点から、「創業支援」「経営改善」「再生支援」の分野を中心に連携を強化して行くことに合意し、業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

連携・協調融資実績

(単位:百万円)

年 度	件数	当組合融資額	提携先融資額	合計融資額
平成30年度	78	1,321	806	2,128
令和元年度	28	574	336	911
令和2年度	51	410	703	1,114

◆中小企業・小規模事業者を地域で支える地域プラットフォームへの参画

地域プラットフォームとは、中小企業庁が認定した地域の中小企業支援機関の連携体であり、地域の支援機関による中小企業者等支援のための連携体です。当組合も支援機関として「北海道中小企業・小規模事業者支援プラットフォーム」の構成機関に登録、中小企業・小規模事業者の経営支援を行うための取組み態勢を整備しております。

◆中小企業再生ファンド「北海道オールスター2号投資事業有限責任組合」

地域経済発展のために、道内信用組合及び北洋銀行、道内信用金庫、中小企業基盤整備機構、北海道信用保証協会と協調して、個別企業のみならず面的な取組みを通じ、中小企業を対象とした事業の再生を図ることを目的とした事業再生ファンドに参画しております。

◆ベンチャー・中小企業等の成長をサポート「ほっかいどう地方創生ファンド」

北海道の地域資源を活用して成長を狙うベンチャーや中小企業等への投資を通じて地方創生や活性化に寄与することを目的に、当組合の他、北海道銀行、道内2信用組合、14信用金庫および北海道ベンチャーキャピタル㈱と共同で「ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合（名称：ほっかいどう地方創生ファンド）」を設立、参画しております。

◆「北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合」

地域の経済・雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るため、当組合、北海道、北洋銀行、北海道銀行、道内3信用金庫及び北海道中小企業総合支援センターが連携し、官民連携による道内小規模企業への資金供給により、円滑な事業承継を支援する事業承継支援ファンドに参画しております。

◆一般社団法人中小企業診断協会北海道との業務提携

中小企業・小規模事業者のお取引先の経営力の向上、経営改善支援等を必要とする方に対して、専門的知見を有する中小企業診断士と連携して、より高度な経営支援を行うため、「一般社団法人中小企業診断協会北海道」と業務提携を締結しております。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

◆創業・新事業支援の取組み

創業・新事業支援融資実績

(単位:件、百万円)

年 度	件数	金額
平成30年度	51	325
令和元年度	61	261
令和2年度	22	94

協調融資商品「どさんこ創業サポート」取扱中

当組合・札幌中央信用組合・㈱日本政策金融公庫札幌支店が連携して、創業予定者の立上げを資金面からサポートします。

◆経営改善支援の取組み

中小企業診断士との顧問契約を締結

当組合は資金供給の役割にとどまらず、コンサルティング機能を発揮し、中小企業・小規模事業者のお取引先の経営改善等に向けた自助努力の支援を行っています。専門的知見を有する中小企業診断士との顧問契約、中小企業診断協会等外部機関と提携し深度ある取組みを図っております。

地域の活性化に関する態勢整備と取組み状況

当組合は地域金融機関として、地域の面的な活性化支援を継続実施いたします。

◆“まち・ひと・しごと創生総合戦略”の支援

“まち・ひと・しごと創生総合戦略”の支援を基本とする、地域経済の活性化に資する事業について、東神楽町・東川町と積極的な相互連携・協働による活動を推進するための包括連携協定を締結しております。

◆産学連携

地域金融論

全国信用組合中央協会が産学連携事業の一環として全国の諸大学と連携、地域金融・経済等に関する講義を実施しており、当組合も地域金融機関として地元の大学で「信用組合の制度と役割」について学生の皆さんにお話させていただいております。令和2年度は新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、公の場での活動を自粛していたため、事前収録させていただきました。



◆ビジネスマッチング

令和2年度 ほくしんアパートオーナー会の活動状況

平成24年7月にほくしんアパートオーナー会を設立、令和3年3月末現在、会員数は642名となっております。

セミナーの開催

これまで当会主催によるアパート経営セミナーを毎年開催していましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、誠に勝手ながら令和2年度からは活動を自粛させていただいております。そこで、北海道大家塾様にご協力いただき、有料コンテンツで公開されている山岡清利氏による講演会を、当会員に限り、期間限定で無料公開させていただきました。



相談業務

専門分野は顧問弁護士や税理士に相談・紹介する等、解決方法を提案しサポートしております。



しんくみ食のビジネスマッチング展

これまで、販路拡大を目的として東京で開催される食をテーマとする物産展・商談会への出展推進と参加企業へのサポートを実施していましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、誠に勝手ながら令和2年度は、お客様へのご案内を自粛させていただいております。

(令和元年度 出展企業様～食の物産展2社)

ほくしんB・N(ビジネスネットワーク)会を発足

令和元年12月、当組合札幌地区に法人お取引先を対象としたほくしんB・N会を発足、令和3年3月末時点の会員数は220名となっております。発足後、令和2年度は新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、誠に勝手ながら活動を見送らせていただいております。今後は、既存取引先をはじめ新規取引事業先への支援と会員同士の関係を強化することで、新たなビジネスマッチングへと発展するよう活動してまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	350 件	344 件	1,212 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	7.83 %	11.17 %	28.83 %
保証契約を解除した件数	51 件	42 件	78 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件	0 件	0 件

事業承継時における経営者保証取扱状況の割合

(令和2年4月1日「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」適用開始日以降)

項 目	令和2年度
旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった割合	13 %
旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した割合	74 %
旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった割合	13 %
旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した割合	0 %